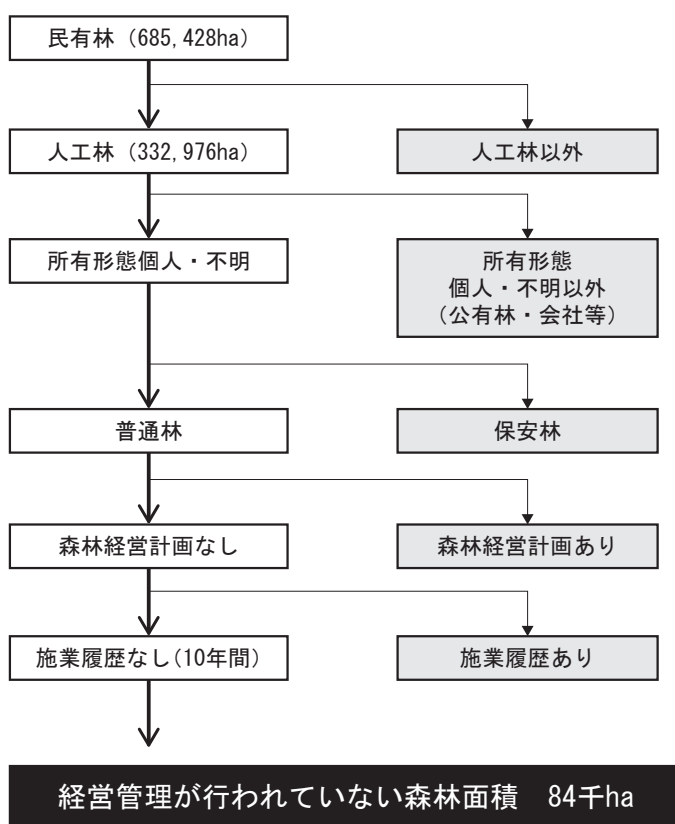


1 県内に森林経営管理制度の対象になる森林はどれくらいあるか。

新たな森林管理システムは、所有者による経営管理が行き届かない森林の整備を進めるためのものであり、森林整備の実績等から予測すると、**対象となる森林は約8万4千ヘクタール程度**と推測され、県内人工林の約4分の1に相当する。

【市町村とのワーキングにおいて検討した内容】



2 森林経営管理制度は市町村にとっては義務になるのか。

市町村に法的な義務が生じるものではないが、森林環境税という新たな国民負担を伴う形で創設される制度となるため、森林の所在する市町村においては、これまで経営管理が行われていない森林への対応を図っていくことが必要と考えられる。

3 県として目標面積などを設定するのか。

森林経営管理制度は、市町村が主体となった取組であること、また、森林所有者への意向調査を行った結果として経営管理権を設定する仕組みとなっていることから、県で一律に目標を設定するのは馴染まないと考えている。

一方で、意向調査については、最長でも15年で市町村区域内の対象森林を実施することが目安として示されているため、それぞれの市町村において、対象森林を抽出し、優先順位を定めて意向調査を実施していく必要がある。

4 森林経営計画等の既存の取組とどちらを優先するのか。

森林経営管理制度は、既存のスキームで整備が進まない森林への措置であり、本来であれば、所有者自ら又は森林組合等の林業事業体による経営管理を進めることが基本である。

このため、森林経営計画等の既存の取組で森林の経営管理を図っていくことを基本として、意向調査を実施する際に既存の取組に誘導する等の取組も必要と考えている。

5 林業事業体の集約化の動きが鈍るのではないか。

森林経営管理制度については、全体の事業量の底上げへの期待はできるが、特定の事業者への業務の委託を約束するものではないため、林業事業体が森林経営管理制度のみで経営の安定化を図ることは困難だと考えている。

むしろ、林業事業体には、これまでの取組に加えて事業量が確保できる可能性が広がることになるため、森林経営管理制度の取組を通じ、技術向上や健全経営に取り組む契機として捉えていただきたいと考えている。

6 林業労働力が足りなくなるのではないか。

森林経営管理制度の運用が本格化し、経営管理権の設定が増加してくれば、労働力の問題が生じることが懸念される。

特に、県内の林業従事者は、ここ数年、素材生産に偏重している傾向にあり、皆伐、再造林が増加してくると、造林を担う従事者が不足することが課題となる。

林業労働力については、森林経営管理制度の円滑な運用に大きな影響があることから、現場の実態を真摯に受け止めつつ、目標の見直しや必要な施策などを含め、継続して検討していくべき課題と考えている。

7 所有者が不明の場合にも対応ができるのか。

森林経営管理法では森林所有者又は共有者の一部が不明の場合、一定の手続きを経て所有者の同意を得たものとみなすことができる特例措置が講じられている。

ただし、あくまでも特例措置であり、基本的には所有者を特定し、経営管理権の設定について同意を求めていくことが基本である。

【一部所有者が不明の場合（共有者不明森林）の手順】

- ① 所有者（権利者）の探索
 - ・登記事項証明書等（住民票、戸籍、占有者への情報提供依頼等）により所有者情報を取得
[登記名義人死亡の場合の相続人は、配偶者がいる場合は、配偶者又は子、配偶者がいない場合は、直系尊属（父母）や兄弟姉妹]
 - ・所有者として特定するための書類を書留郵便で送付又は訪問
- ② 経営管理権を設定する旨（経営管理集積計画等）の公告
- ③ 6ヶ月以内に異議がなかった場合は、経営管理権の設定に同意したものとみなされる。

【所有者が不明の場合の手順】

- ① 所有者（権利者）の探索
 - ・上記と同じ
- ② 経営管理権を設定する旨（経営管理権集積計画等）の公告
- ③ 6ヶ月以内に所有者としての申出が無い場合は、当該期間が経過した日から4ヶ月以内に県に裁定の申請
- ④ 県による裁定を経て経営管理権の設定に同意したものとみなされる。

8 所有者が不明の場合は、所有者への還元はどのようにするのか。

森林経営管理法の特例（県の裁定）を用いて経営管理権が設定された所有者の森林において、所有者に支払うべき金銭が生じた場合は、当該金銭の支払いに替えて当該金銭を供託する（森林経営管理法第29条）ことになり、当該金銭の供託は、森林が所在する供託所に行うこととされている。

なお、当該供託は弁済供託の性質を有し、権利を行使することができる時（供託時）から10年で時効消滅する。

9 林業経営に適した森林をどうやって判断していくのか。

基本的には、森林資源の現状や傾斜、路網整備の状況、木材の供給先の有無等により総合的に判断していくことになる。

加えて、市町村が経営管理実施権を設定するにあたり、意欲と能力のある林業経営者に当該地の経営管理の公募を行ったものの、応じる事業者がいなかった場合に林業経営に適さない森林として分類することも可能とされている。

10 市町村は森林の管理費用を所有者に求めることができるか。

制度上、不可能ではないが、経営管理権を設定する森林は、所有者による経営管理が行われていない森林であり、現実問題として、所有者が管理費用の負担に応じるとは考えにくい。

仮に負担に応じる意思があるのであれば、経営管理権を設定するのではなく、既存の森林経営計画等の取組によって補助事業を活用しながら経営管理を行うことが望ましい。

また、市町村による森林の経営管理の財源として、森林環境譲与税が措置されている。

このため、森林所有者の負担を要せず、市町村が森林環境譲与税を活用して管理を行うことが適当と考えている。

11 所有者から経営管理権設定の申出があった場合は受けなければならないのか。

森林経営管理法第6条に基づき、森林所有者から経営管理権の設定の申出があった場合、市町村は、経営管理権を設定することの必要性が認められる場合は、経営管理権の設定を行うことになるが、必要性が低い場合は、経営管理権を設定しないことも差し支えないとされている。

この場合は、合理的な理由を付して所有者に通知をすることとされており、林野庁手引きによると以下の事例が挙げられている。

経営管理権の設定にあたっては、一定のまとまりをもった単位で意向調査を実施して、順次、経営管理権を設定することが想定されるため、意向調査の実施まで申出を保留することが現実的な対応と考えられる。

このため、意向調査の優先順位等の方針を早期に決定することが必要である。

【経営管理権を設定しない場合の事例】

- ① 森林所有者が主伐により収益を上げたにもかかわらず植栽していない等、森林所有者が

自らの負担により必要な施業を実施する必要があると認める場合

② 係争地であるため、ただちに経営管理権を設定することが困難な場合

③ 周囲の森林と一体として整備することが相当とするものとして認められない場合

ア 天然林のように継続的に施業を実施する必要がない場合

イ 申出のあった森林が0.1ha未満の小面積であって、周辺森林について、経営管理意向調査を実施しても経営管理の集積・集約化が見込めない場合

ウ 経営管理が行われていない森林に該当しない等、市町村がただちに経営管理権を取得する必要がない場合

12 寄付の申し出があった場合は、どう対応するのか。

森林の寄附は、経営管理法の対象外となるため、それぞれの市町村で受入れの適否について判断いただくことになるが、不公平感の生じないように、一定の考え方を整理しておくことが必要と考えられる。

また、林業経営体や森林の取得を希望する者へのあっせんなども考えられるため、日ごろから林地の取得や森林の利活用の希望状況についても留意しておく必要もある。

13 天然林でも経営管理権を設定できるか。

私有林人工林の整備を進めるために創設された仕組みであるため、私有林人工林において優先的に意向調査を実施していくことになるが、一体的な管理が必要な場合など、地域の実情によって天然林や竹林を含めることも可能とされており、それぞれの市町村で必要性を判断いただくことになる。

14 保安林では経営管理権を設定できるか。

保安林は、森林の公益的な機能の持続的な発揮を目的に伐採等の規制を行うものであり、森林経営管理法でも保安林は除外していないため、経営管理権を設定すること自体は問題ない。

なお、今後治山事業が予定されている箇所については、経営管理権集積計画の対象から除外すること。

15 森林経営管理制度は森林信託と何が違うのか

森林信託は、森林所有者の所有権を移転することになり、所有者の相続問題に捉われない安定的な経営管理や、資金調達のノウハウを有する民間事業者の参入が期待できる。

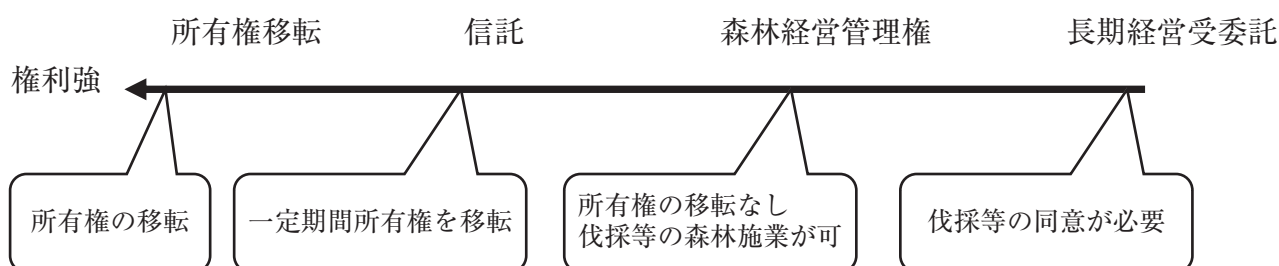
ただし、森林の運用益を経営管理に充当することになるため、一般的には林業に適さない森林の経営管理が行われるとは考えにくい。

一方、森林経営管理制度は、市町村が仲介役となることで所有者の安心感が高くなる効果や所有者不明森林などに特例が設けられているなどの利点があり、森林環境譲与税が措置されていることで林業に適さない森林の経営管理も可能である。

- ・民間銀行（三井住友信託銀行）が岡山県西栗倉村で2019年度の森林信託の導入を目標に調査事業に着手。
- ・三次地方森林組合（広島県）や御嵩町有林（岐阜県）で森林信託の事例あり。
- ・県内でも中川村で集団離村した集落で上伊那森林組合が森林信託事業を実施。林業公社と分収林契約。

	森林信託	森林経営管理制度
概要	森林所有者と信託会社が信託契約を締結し、所有権が信託会社に移転する。所有者は木材収入等を受け取る受益権を有する。 固定資産税は課税されない。	市町村が経営管理権を設定し、森林所有者の森林を経営管理。所有権は移転しない。所有者は森林管理受益権を設定することで木材収入等を受け取ることができる。 固定資産税が課税される。
事業者	民間信託会社等	市町村
費用	森林の運用益や民間からの資金調達等	森林環境譲与税を充当
所有者の同意	関係者全員の同意が必要	基本的に関係者全員の同意が必要。ただし、所有者不明森林等に対する特例措置あり
所有者の相続	所有者に相続が生じた場合も影響されない。	所有者に相続が生じた場合は経営管理権が承継される。

【森林の経営管理の集約化のイメージ】



森林経営管理制度実施計画リスト

[illegible]

薄青：林地台帳の情報
黄色：調査結果を記入

発行

長野県 林務部 森林政策課 森林経営管理支援センター

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下 692-2

T E L (代表) 026-232-0111 (内 3224)

T E L (直通) 026-235-7264

F A X 026-234-0330

E-mail shinrin-kanri@pref.nagano.lg.jp

